

令和4年度

嘉手納町小規模保育事業運営事業者

募集要項

嘉手納町 子ども家庭課

令和4年7月

## 1. 募集の目的

嘉手納町においては、「第2期 嘉手納町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、待機児童の解消を図るため、認可保育所等の定員拡大に取り組んでいることから、小規模保育事業運営者の募集を行います。

## 2. 募集概要

事業種別	小規模保育事業 A 型または B 型
設置場所	嘉手納町内 ※小規模保育事業用候補物件として申請のあった物件の情報提供可能
開所時期	令和5年4月1日（相談可）
対象事業者	令和4年7月1日時点で、沖縄県内で認可保育所を運営している法人

## 3. 応募資格

応募が可能な事業者は「保育所の設置認可等について」（平成12年3月30日付け児発第295通知）の審査基準等を満たすことが見込める者で、次の各項に掲げる条件を満たすものであること。

(1) 社会福祉法、児童福祉法、国の通知通達、条例および認可要綱等の関係法令及び嘉手納町等の指導を遵守できること。
(2) 社会的信望を有すること 直近に実施された所管庁の監査・指導等において文書指摘を受けていないこと。又は指摘の改善がなされていること。
(3) 施設長について 児童福祉事業に熱意のある者で、知識又は経験を有すること（次のアからエのいずれかに該当すること） ア) 児童福祉施設、保育所、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等において <b>2年以上</b> 勤務した経験を有すること。 イ) 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」（平成29年3月3日雇児発0303第1号改定厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により都道府県知事から又は市町村長から証明書の交付を受けた施設で <b>3年以上</b> 勤務した経験を有すること。 ウ) 雇用保険法施行規則(昭和50年3月10日労働省令第3号)第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金を受けた施設及びこれと同等と認められる施設で <b>3年以上</b> 勤務した経験を有すること。 エ) 認可外保育施設において <b>5年以上</b> 勤務した経験を有すること。

## 4. 選定について

### (1) 選定までの流れ



- (2) 選定にあたっては事前確認により、申請基準を満たしているか確認をした後、書類審査・2次審査（プロポーザル）により評価する。※事前確認により申請基準が満たされていない場合は失格とする。
- (3) 二次審査（プロポーザル）には経営者および施設長予定者は必ず出席すること。
- (4) 一定の基準に満たない場合は選定しない。
- (5) 結果については、書面で通知する。

### ◆選定対象からの除外

応募者が次の要件に該当する場合は、選定対象から除外とする。

- (1) 事業者の選定に関し、自己に有利な取扱いを求めるために働きかけをするなど特定の目的をもって、選定委員に直接・間接を問わず接触した場合。
- (2) 応募書類に虚偽又は不正があった場合。
- (3) その他不正な行為があった場合。

### ◆応募のための費用

応募者は、決定されない場合や協議が途中で終了する場合を念頭におき、協議時点での借地借家契約、金融機関からの借入等については慎重に判断してください。

協議のために要した費用についてはすべて応募者の負担とし、町は補償しません。

※決定後、認可に至らなかった場合においても、同様の取り扱いとします。

### ◆審査結果

各事業者に書面にて通知します。

### ◆施設整備等の補助

- (1) 過去に保育所として運営されていた施設等を活用する場合

施設及び備品等については既存のものを活用しますので、整備等の補助は想定していません。

## (2) 新設する場合

新設の小規模保育所を創設するために必要な費用のうち、補助対象経費の8分の7を補助する。本町が、厚生労働省又は沖縄県あるいは両者に対して、保育施設整備にかかる補助金の協議を行い、当該事業が採択された場合は、町が保育所新設運営事業者として選定した事業者に補助金を交付する。補助基準額に8分の7を乗じて得た額を補助金額の上限とします。

※ 交付金等の内示があるまで工事着手は認められず、実施設計についても内示前に実施設計の契約がなされた場合は補助対象とならないため、スケジュール設定や契約時期について十分に注意すること。

※ 補助金交付を受けて施設整備を行う場合は、町の指導に基づいて入札及び契約等を行うこと。

※ 国や県の交付要綱等の変更により補助率や補助対象経費に変更がある場合があります。

## ◆その他

(1) 今回の選定は小規模保育事業所運営事業者の予定者を選定するものであり、本決定が小規模保育事業所としての認可等を約束するものではありません。

設置予定者として選定された後基準を満たしたことを確認して認可・開所となります。

(2) 選定後、同事業者の応募内容（添付書類を含む）に重大なる変更等が生じた場合、協議によってはその選定通知を取り消すことがあります。

## 5. 基本的要件及び運営内容

基本的要件	事業ごとの関係法令及び、国の通知通達、条例、認可要綱等に定められた基準を満たすこと。（改定があった場合は最新版の基準）
運営内容等	児童福祉法第39条に規定する保育を実施し、原則、次の各項を全て実施すること ①運営内容：「保育所保育指針」（平成29年厚生労働省告示第117号）を遵守 ②開所日：月曜日から土曜日 ③閉所可能日：日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日(12月29日から翌年の1月3日)及び、6月23日(慰霊の日) ④保育時間：1日の開所時間11時間を原則とする また、延長保育にも対応すること

賠償責任保険	事故等の発生による補償を円滑に行うことができるよう、有効な賠償責任保険等に加入すること
秘密の保持	事業者及びその職員は、正当な理由がなく、乳幼児を保育するに当たって知り得た秘密(個人情報含む)を漏らしてはならない。また、職員であった者がその業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない
苦情対応	ア) 利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに必要な措置を講じなければならない。 イ) 町から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うこと
地域とのかかわり	近隣住民等に保育の実施内容等について適切に説明するよう努め、地域住民等の理解を得ること
町との協力体制	嘉手納町の保育事業の一翼を担う認可保育所等であることを十分理解し、町が行う保育行政に積極的に協力すること(土曜日の開所、発達支援保育等)

## 6. 設置要件

利用定員	19人
対象年齢	0歳児から2歳児
保育従事者資格	A型：全員保育士 B型：保育士(半数以上) + 子育て支援員等
保育従事者配置	【0歳児】3:1 【1・2歳児】6:1 ◎上記に加えて保育に従事する職員を1名 ◎これとは別に非常勤職員1名 ※上記の人数は常勤換算数ではなく、実数で配置
給食	原則、自園調理

※上記要件及び「嘉手納町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を満たすこと。

## 7. 手続きについて

申請受付期間	令和4年7月19日(木)～令和4年8月19日(金) 午前9時～午後5時(12時～13時除く)
受付場所	嘉手納町役場 1階 子ども家庭課
提出方法	直接持参 ※郵送は不可とします
提出書類	原本(正)1部 副本(副)9部 【提出書類一覧】参照

※応募書類は、1部ずつA4サイズのフラットファイルに綴じて、項目ごとに間紙を入れ、インデックス(番号・項目名)を付けてください。

※表紙・背表紙は次のとおりに表示してください。

令和4年度 小規模保育事業応募書類（正） 又は （副） （事業者名）

## 8. 注意事項

- (1) 申し込みにあたって、提出された書類等は返却しません。
- (2) 虚偽の記載があった場合には、決定を取り消す場合があります。
- (3) 本募集要項の記載内容については、国、県又は町の制度改正に伴い変更する場合があります。

## 9. 提出書類

- (1) 物件情報提供依頼書 ※必要な場合のみ提出
- (2) 申請書類 別紙「嘉手納町小規模保育事業運営事業者応募書類一覧等」をご確認ください。

※ 記載された書類以外にも必要に応じて追加書類を求める場合があります。